

VI 不法投棄・不法焼却の禁止

1 不法投棄の禁止

何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないとして、廃棄物の投棄を禁止しています(法第16条)。これに違反する不法投棄については、法律で最も重い罰則が定められています(74ページの罰則一覧参照)。

(1) 不法投棄とは

法では、不法投棄の禁止について、対象が「何人も」と規定されており、事業者や処理業者が投棄した場合のみならず、個人が投棄した場合にも適用されます。

また、他人の土地だけでなく、自己の所有地に捨てた場合にも不法投棄となります。

(2) 廃棄物の放置

法では、適正処理を前提としない廃棄物の保管は認められないことから、廃棄物を長期間乱雑に放置しているような場合には、その放置行為が廃棄物の処分とみなされ、不法投棄として扱われる場合があります。

(3) 行政処分について

廃棄物の不法投棄等を行った場合には、法違反として罰則が適用される他に、改善命令・措置命令などの行政処分の対象となります。これらの命令に従わなかった場合には、命令違反として告発されるほか、場合によっては行政代執行の対象となる場合もあります。

なお、代執行の費用は原因者等に請求され、支払えない場合には財産の差押え等の措置を受けることとなります。

(4) 所有する土地等の清潔保持について

土地所有者等は自らの所有地を適切に管理し、清潔を保つように努めなければなりません(法第5条第1項)。私有地への不法投棄については、投棄者に原状回復を求めることは当然ですが、投棄者が判明しない場合には、土地所有者等が自ら原状回復する等、清潔の保持が求められます。

2 不法焼却の禁止

廃棄物の焼却は、次に掲げる方法による場合を除き禁止されています(法第16条の2)。この規定に違反して廃棄物を焼却した場合は、法による罰則が適用されます(74ページの罰則一覧参照)。

1. 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
2. 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
3. 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

※コンクリートブロックや鉄板で囲っただけなど基準に適合しない設備での焼却や、黒煙が発生したり未燃物が飛散したりするなど基準に適合しない方法による焼却は、禁止されています。

焼却方法の具体例

1. 処理基準に従って行う焼却

① 廃棄物の処理全般に関する基準

- (1) 廃棄物が飛散・流出しないこと。
- (2) 悪臭・騒音・振動による生活環境保全上の支障が生じないために必要な措置を講ずること。

② 焼却設備を用いて廃棄物を焼却する又は熱分解設備を用いて分解する場合の基準(焼却設備の構造基準)(施行規則第1条の7)

- (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- (2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われる構造であること。
- (3) 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。

- (4) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りではない。
- (5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。

(環境大臣の定める焼却の方法)(平成12年12月28日 厚生省告示637号)

- (1) 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- (2) 煙突の先端から火炎又は日本産業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないようにすること。
- (3) 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

(熱分解設備の構造基準)(施行規則第1条の7の2)

- (1) 炭化水素油または炭化物を生成する場合にあっては、次のとおりとする。
- ア 熱分解室内への空気の流れを防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。
- イ 一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。ウについて同じ。）。
- ウ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。
- エ 処理に伴って生じた残さ(炭化物を含む。以下この号において同じ。)を排出する場合にあっては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。
- オ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した廃棄物の重量の40%以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した廃棄物の重量の25%以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあっては、この限りではない。）することができるものであること。
- (2) 上記(1)以外の場合にあっては、廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

(環境大臣が定める熱分解の方法)(令和2年3月30日 環境省告示第35号)

- (1) 炭化水素油又は炭化物を生成する場合
- ア 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分解を行うこと。
- イ 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。
- ウ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合（処理した廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を定期的に測定し、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した廃棄物の重量の40%以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した廃棄物の重量の25%以下である場合（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）に限る。）にあっては、排出口から火炎又は日本産業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないようにすること。
- エ 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。
- (2) 上記(1)以外の場合にあっては、(1) ア、イの規定の例による。

2. 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

- (1) 家畜伝染病予防法に基づく患畜又は疑似患畜の死体の焼却。
- (2) 森林病虫害等防除法駆除命令に基づく森林害虫の付着している枝条又は樹皮の焼却。

3. 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの（焼却禁止の例外）

- (1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却。
- 例) 河川敷の草焼き（河川管理者）、漂着物等の焼却（海岸管理者）
- (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却。
- 例) 災害等の応急対策、道路管理のための剪定枝条等の焼却、凍霜害防止のための稲わらの焼却
- (3) 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。
- 例) どんど焼き等の地域の行事、宗教上の供養焼却
- (4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却。
- 例) 稲わら等の焼却、伐採した枝条等の焼却、漁網に付着した不要物の焼却など
- (5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの。
- 例) たき火、キャンプファイヤーであって悪臭や煙害等で苦情の生じないもの

※ 上記の場合でも、廃タイヤや廃ビニール等の焼却は禁止されています。